

はり、きゅう、
あん摩・マッサージ施術所 各位

沖縄県後期高齢者医療広域連合
連 合 長 島 袋 俊 夫
(公 印 省 略)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の請求
方法の変更について（通知）

日頃から当広域連合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当広域連合は平成 31 年 4 月 1 日から、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下「あはき療養費」という。）について、受領委任制度の取扱いを開始しております。

この度、令和元年 10 月より沖縄県国民健康保険団体連合会においてあはき療養費の審査委員会が設置され、それに伴い療養費の審査及び支払事務を委託することとなりました。

つきましては、令和元年 10 月以降の請求方法が下記のとおり変更となりますのでお知らせします。

なお、本通知は、九州厚生局（沖縄事務所管轄分）から受領委任の取扱いの承諾を受けた施術所様へお送りしています。請求支払業務を委託している施術所様におかれましては、代理人（団体）様へのご連絡をお願いします。

記

1 療養費支給申請書の提出先等について（受領委任の取扱いの承諾を受けた者に限る）

○申請書の提出先

沖縄県国民健康保険団体連合会

担当部署：審査課

〒900-8559 沖縄県那覇市西 3 丁目 14 番 18 号（国保会館）

(TEL)098-863-2473

○提出期限：毎月 10 日（必着）

初回 10 月請求分（9 月施術分）の提出期日：令和元年 10 月 10 日（木）

2 支払いについて

○令和元年10月以降に国保連合会へ請求したあはき療養費については、国保連合会をとおして支払われます。

※請求月の2ヶ月後の28日（返戻の再提出分も同じ取扱い）

（例：10月請求分の支給は12月28日支給予定）

○令和元年9月までに当広域連合に請求したあはき療養費については、これまでどおり当広域連合で審査を行い、当広域連合が支払いまで行います。

（例：9月請求分の支給は12月26日支給予定。

返戻の再提出分は、請求月の9月26日に支払予定）

○受領委任の取扱いの承諾を受けていない者が行ったあはき療養費については、償還払いによる療養費支給申請となります。

「償還払い」は、被保険者等が施術所へ施術料金を全額支払い、お住いの市町村担当窓口で療養費支給申請を行い、被保険者本人等へ療養費を支払う取扱いです。該当する施術がある場合は、当広域連合へお問い合わせください。

3 平成31年3月施術分以前の支給申請書の提出について

申請日が平成31年4月以降であっても（返戻の再提出分を含む）平成31年3月施術分以前の申請は、従前どおり「代理受領」による申請となるため、当広域連合へ提出してください。

※請求及び支払方法の詳細につきましては、国保連合会から送付される「あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る療養費の審査支払に関する業務の開始について（お知らせ）」をご確認ください。

沖縄県後期高齢者医療広域連合
事業課 保険給付2G
担 当：下地
電 話：098-963-8013